

小中学校に通うお子様がいる保護者の皆様へ

物価高騰対策教育費臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化し、さらに昨今の物価の高騰等で子育て世代の家計における教育費の負担が増していることから、経済的理由で就学困難と認められる世帯に対し、臨時特別給付金を支給いたします。

1 支給対象者

令和4年4月1日～令和5年2月28日までに本市で就学援助の認定を受けた方

2 支給額(一人当たりの年額)

小学生 5,500円

中学生 6,500円

(支給額の例)

例1：中学生が1人、小学生が2人いる世帯の場合

中学生 6,500円×1人=6,500円・・・① 小学生 5,500円×2人=11,000円・・・②

支給額 ①+②=17,500円 となります。

例2：私立の中学校に通う中学生が1人、小学生が3人いる世帯の場合

中学生 0円・・・① 小学生 5,500円×3人=16,500円・・・②

支給額 ①+②=16,500円 となります。

※私立中学校に通っている場合は、就学援助が受けられませんので対象外となり、この場合、小学生3人だけが対象となります。

3 申請方法及び支給について

・就学援助の認定を受けた世帯を対象としていますので、この給付金の申請は不要です。

・原則、就学援助の登録口座に就学援助費と一緒に振込みます。

【お問い合わせ先】

熊本市教育委員会指導課 328-2716

裏面に、Q&Aを載せておりますので、お問い合わせの前に一度、ご覧ください。

【Q&A(お問い合わせの前にご覧ください)】

Q1：どうしたら給付を受けられますか。

A1：令和4年4月1日から令和5年2月28日までに本市の就学援助認定を受けられたご家庭が対象となります。認定を受けられたご家庭に自動的に支給いたしますので、別に申請する必要はありません。

なお、対象期間に就学援助の認定を受けたご家庭であれば、年度途中で就学援助の資格がなくなった場合でも対象となります。

Q2：就学援助を受けていませんが、この給付金だけもらえますか。

A2：対象期間内に就学援助の認定を受けたご家庭が対象となります。就学援助の認定を受けていない場合は、対象となりません。

Q3：いつもらえますか。

A3：初回の振込は7月末を予定しています。振込先は就学援助の登録口座になります。

初回の振込に間に合わなかった場合は、就学援助認定の時期に合わせて、おおよそ2か月ごと(9月、11月・・・)に1回振込む予定としております。事前にお子様の通う学校からお子様を通じて振込時期をお知らせいたします。

学用品等の就学援助費と一緒に振込みます。(※初回を除く)

Q4：来年度以降も給付金はもらえますか。

A4：国の臨時交付金を活用した臨時の特別給付金であるため、令和4年度限りの給付としています。

Q5：この給付金を辞退したいのですが。

A5：給付金の支給を辞退する場合は、「物価高騰対策教育費臨時特別給付金辞退届出書(別紙様式第1号)」を学校に提出してください。届出書の様式は学校にあります。

なお、辞退届出書の提出が遅れると、給付金の支給を止められない場合がありますので、速やかに辞退届出書を学校に提出してください。提出期限は振込時期によって異なりますので、指導課又はお子様の通う学校にお尋ねください。

また、一度、給付金の支給を辞退すると撤回できなくなりますのでご注意ください。